

**第10回日本陶磁芸術学会・第2回日本陶磁芸術学会東京藝大支部  
通常総会同時開催議事録**

1. 開催日時： 2015年5月17日 15:00～17:00
2. 開催場所： 東京藝術大学美術学部工芸科中央棟第3講義室
3. 学会・支部会員現在者数： 115名
4. 出席者数： 98名  
    本人出席者数： 48名  
    委任状提出者数： 50名

5. 配布資料

資料1 2015年度 第10回日本陶磁芸術学会・第2回日本陶磁芸術学会東京藝大支部  
通常同時開催議事次第

郵送済配布資料（プロジェクターによる開示）

学会関係

1. 日本陶磁芸術学会2014年度事業報告（案） (4月19日付)
2. 2014年度日本陶磁芸術学会収支決算書 (4月28日付)
3. 2015年度日本陶磁芸術学会の事業計画（案） (4月19日付)
4. 2015年度日本陶磁芸術学会収支予算書（案） (4月28日付)
5. 日本陶磁芸術学会定款改正案及び日本陶磁芸術学会東京藝大支部規約改正案 (4月19日付)

支部関係

6. 日本陶磁芸術学会東京藝大支部事業報告（案） (4月19日付)
7. 2014年度日本陶磁芸術学会東京藝大支部収支報告及び監査報告書 (4月28日付)
8. 2015年度日本陶磁芸術学会東京藝大支部の事業計画（案） (4月19日付)
9. 2015年度日本陶磁芸術学会東京藝大支部予算（案） (4月28日付)

学会、支部関係

10. 個人情報ポリシー
11. 第1回（2014年度）東京藝大支部作品展収支報告書及び打ち上げ報告書 (4月28日付)
12. 2014年度国内研修旅行収支報告書 (4月28日付)
13. 2014年度総務部事業報告書 (4月28日付)
14. 懇親会部2014年度事業報告書及び1015年度計画（案） (4月28日付)

## 6. 開会

定刻に至り、司会の事務局長鳴島淳子が開会を宣し配布した議事次第により議事進行を図ることを宣言した。

### I. 通常総会開会にあたり

学会会長 豊福誠挨拶

昨年、総会でご賛同いただいてこういう会になった。島田先生は来年退官されるので、この会を引き継ぐこととなった。皆さんよろしくお願ひします。

支部支部長 落合卓四郎挨拶

去年支部長をご指名頂いて学会、陶友会と融合しました。今年1年の経験を踏まえて2年目をやって行きたいと思っております。

国際交流学会会長 島田文雄挨拶

最初、呑み会から始まった。陶社会、陶友会と9年あまり、ISCAEEも10年となった。落合さんが支部長としてやってもらうようになって非常にしっかりしたものになりました。豊福先生を盛り上げて下さい。

定足数の確認

事務局長の鳴島淳子が、会員115名、出席者48名、委任状50名で学会定款20条及び支部規約15条第6項により、本同時総会が成立する旨を告げた。

### II. 学会総会

議長選出

学会は定款19条により日本陶磁芸術日本支部会長の豊福誠が議長となった。

開会宣言

議長が学会総会の開会を宣した。  
議事進行は副会長の落合卓四郎に託した。

議事録署名人の選出（定款第23条第2項により）2名おくことになっています。

監事の小椋正、研究室の田中隆史に決定した。

### 議題

1. 日本陶磁芸術学会2014年度事業報告（案） 承認された
2. 2014年度日本陶磁芸術学会収支決算書（監査報告書添付）  
監査の小椋正が「4月27日監査の結果間違いありません。」と報告した後に  
承認された
3. 2015年度日本陶磁芸術学会の事業計画（案） 承認された
4. 2015年度日本陶磁芸術学会収支予算書（案） 承認された
5. 日本陶磁芸術学会定款改正案（案）

1部修正（構成委員を構成員数に修正）の上、挙手により全員賛成、委任状50名で、全会員の4分の3以上で提案は承認された。

# 日本陶磁芸術学会定款改正案

旧	新
第17条 通常総会は毎年2回開催する	第17条 通常総会は毎年1回開催する
18条3. 前項の規定は、運営委員会についても準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ運営委員会において定めた方法により招集するときは、この限りではない。	18条3. 前項の規定は、運営委員会についても準用するが、招集の通知は1週間前までになされなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ運営委員会において定めた方法により招集するときは、この限りではない。
第21条 総会及び運営委員会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、正会員現在数の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決する。	第21条 総会及び運営委員会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、それぞれ出席構成員数の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決する。
第31条 この規約は、運営委員現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の賛成 が必要ならば、変更することができない	第31条 この定款は、正会員現在数の過半数の賛成が必要ならば、変更することができない

## III 支部総会

議長選出 規約第16条により支部長落合卓四郎が議長となった。  
議事録署名人の選出 議長落合卓四郎と監事多比羅春代に決定した。

## 議題

6. 日本陶磁芸術学会東京藝大支部事業報告（案） 承認された
7. 2014年度日本陶磁芸術学会東京藝大支部収支報告及び監査報告書  
多比羅春代監事が「適正かつ正確である。」と認めた。  
報告とおりに承認された
8. 2015年度日本陶磁芸術学会東京藝大支部の事業計画（案） 承認された

## 質疑応答

「学会研究会は今年度最後の第7回まで担当が決まっている。今更部署の公募をやっても新しく入ってきてもやることはない」と吉川圭子の質問に、  
今、学会研究会部員は今年度も引き続き学会研究会希望してください。  
このまま1年やってみて、1年後の総会で議題に取り上げることとします。と支部長が答えた。

9. 2015年度日本陶磁芸術学会東京藝大支部予算（案）…会計担当の根本雅子から報告  
作品展事業の250000円は藝大支部奨学金と名称変更が教授会で認められた。

落合支部長から「この総会に間に合う様にプロジェクターを購入して今使っております。学会研究会や学校の授業に役立てていただきます。この総会で支部予算での購入を認めていただきたい」との報告があった。

予算案どおり承認された

10. 日本陶磁芸術学会東京藝大支部規約改正(案)

<b>日本陶磁芸術学会東京藝大支部規約改正案</b>	
<b>旧</b>	<b>新</b>
<p>17条 3. 前項の規定は、支部運営委員会についても準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ支部運営委員会において定めた方法により招集するときは、この限りではない。</p>	<p>17条 3. 前項の規定は、運営委員会についても準用するが、招集の通知は1週間前までになされなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ運営委員会において定めた方法により招集するときは、この限りではない。</p>
<p>第20条 この規約は、支部運営委員現在数及び会員現在数の各々の4分の3以上の賛成がなければ、変更することができない</p>	<p>第20条 この規約は、会員現在数の過半数の賛成がなければ、変更することができない</p>

支部規約の改正について、挙手により出席者全員賛成、委任状 50 名で、全会員の 4 分の 3 以上で承認された。

IV 報告事項について

1. 個人情報ポリシー 配布資料の通り開設予定の支部ホームページに公開する。
2. ホームページ 会員だけがアクセスできるページを設けるスタイルにする。  
インターネットアドレスを保持する会員は90名になった。  
希望者には配布資料の代わりにインターネットで配信する。
3. 部署の申し込みは任意参加です。

17:00 司会の鳴島淳子が閉会を告げた。

議事録署名

議事録署名